

平成27年度社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化、人口減少、地域における相互支援機能の希薄化等、様々な福祉課題が顕在化することに伴い、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応するためには、公的制度の枠組みだけでは限界があります。社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉推進の中核的な組織として深刻な生活課題や社会的孤立などの新しい課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。そのために、各事業の更なる充実強化、新たな事業の開発を図り、行政機関や各福祉団体との連携を一層強化し、福祉事業に関する総合的な企画、調査、普及、宣伝、連絡、調整等に関して、積極的な活動を展開していきます。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、本会においても県より生活困窮者自立相談支援事業を受託し、引きこもりや低所得者の就業促進、生活支援について相談、援助を実施します。

2. 重点事業対策

- ① ボランティア活動の推進
- ② 在宅福祉サービスの充実・強化
- ③ 要介護者支援の充実
- ④ 広報活動の推進

3. 実施計画

(1) 居宅介護支援事業

介護支援専門員を2名配置し、要介護状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、入浴、食事の介護、その他生活全般にわたる訪問調査を行い、それぞれの利用者に適した居宅介護計画を作成する。事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) 居宅介護事業（訪問介護・訪問入浴介護・障害福祉サービス）

訪問介護は2名の常勤と数名の非常勤ヘルパーを確保し、要介護者等が在宅において日常生活を営むことができるよう、身体、排泄、食事の介護等、生活全般にわたり援助を行なう。また、入浴介護には、訪問介護のヘルパーと非常勤の看護職員2名により入浴介護の援助を行なう。事業の実施にあたっては、関係団体との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるとともに、利用者の確保も積極的に行い、安定した事業運営に取り組む。

(3) 心配ごと相談所の開設

生活相談室は、広く住民の日常生活上の心配ごとについて相談に応じ、適切な助言、援助を行い、その解消に努めるとともに、相談事業の機能を高めるため民生委員、身体障害者相談員の協力を得、合同相談により充実した相談活動を行なう。

- | | | | | |
|---------|---------|-------|------------|--------|
| 1. 相談場所 | 南伊豆町武道館 | | | |
| 2. 相談日 | 4月15日 | 5月15日 | 6月15日 | 7月15日 |
| | 8月7日 | 9月15日 | 10月15日 | 11月16日 |
| | 12月15日 | 1月15日 | 2月15日 | 3月15日 |
| 3. 相談員 | 田中 強 | 高野 馨 | 身障相談員 朝倉孝之 | 肥田長太郎 |
| | 吉沢かね子 | 菊池由江 | 竹河十九巳 | 山本兼男 |

(4) 各福祉団体との連携

民生委員児童委員協議会、子ども会、身体障害者福祉会、母子寡婦福祉会、手をつなぐ育成会、老人会、遺族会等との援助、協力を図る一方、啓蒙活動、ニーズの把握、問題解決のための施策などといった福祉活動を推進するにあたり、相互の連絡体制を密にすることにより、より良い地域社会づくりを目指していく。

(5) 寿大学の開催

老人クラブ指導者及び会員を対象に寿大学を開講し、文化老人としての教養を高めるとともに生きがいの基本を養成する。

(6) 老人と子どもふれあい事業

次代の担い手である子どもたちが、高齢者とふれあうことにより、高齢者に対する親近感や理解が深まり、そこから思いやりの心が芽生える、というような場を提供し、福祉の輪を広げていく。

(7) 老人給食サービス事業

JA 伊豆太陽指導員、JA 婦人部、ボランティア等の協力を得、町内の高齢者を対象に地区の老人憩いの家、公民館等を利用し、会食の場を設けることにより、高齢者への健康食の普及と健康増進を図る。

(8) ふれあい広場の開催

町内福祉施設、福祉団体の協力を得、フェスタ南伊豆において、ふれあい広場を開催します。

多くの町民が自由に参加できるふれあい広場を開催することにより、互いに理解を深め合う機会をつくります。

(9) いきいきサロン事業

南伊豆町在宅高齢者等介護予防・生活支援事業実施要綱に規定された生きがい活動支援を通所の方法によって実施し、老人の生きがい、健康保持等を推進する。

(10) 募金活動

各区長の協力を得、共同募金、歳末助け合い募金運動を展開し、また民生委員協議会の協力により、対象者の把握、激励金品の配布、施設入所者への訪問を実施する。

(11) 生活福祉資金の活用

低所得世帯、身体障害者世帯、高齢者世帯等を対象とする生活福祉資金の活用により要援護世帯の自立更正を図る。

(12) 日常生活自立支援事業の活用推進

金銭管理や福祉サービスの利用手続きに不安を抱える方が安心した地域生活を送れるよう日常生活自立支援事業の活用推進を図る。

(13) ボランティア活動の推進

社協へのボランティア登録を推進し、ボランティア活動保険への加入、ボランティア連絡会の開催、各種情報の提供等を行い、活動の活性化を図る。また、ボランティア団体の活動、運営の支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

(14) 地域住民グループ支援事業(地区サロン事業)

地域において高齢者に対する介護予防等を目的として活動するボランティアグループに対し、サロンの設立、運営等の支援を行い、介護予防、孤立の防止を図ります。また、ボランティアのスキルアップを目的とした講習会等を実施します。

(15) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、相談支援員を配置し、引きこもりの方や生活困窮者の生活や就労について相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、課題解決に向けてきめ細かなサポートを実施します。

(16) 善意銀行の運営

善意銀行は、町民のボランティア精神による善意によって預託されたものであるため、事業運営にあたっては、在宅福祉の向上、健康・生きがい作り、ボランティア活動の推進等のために活用し、明るく住みよい豊かな町づくりを推進する。